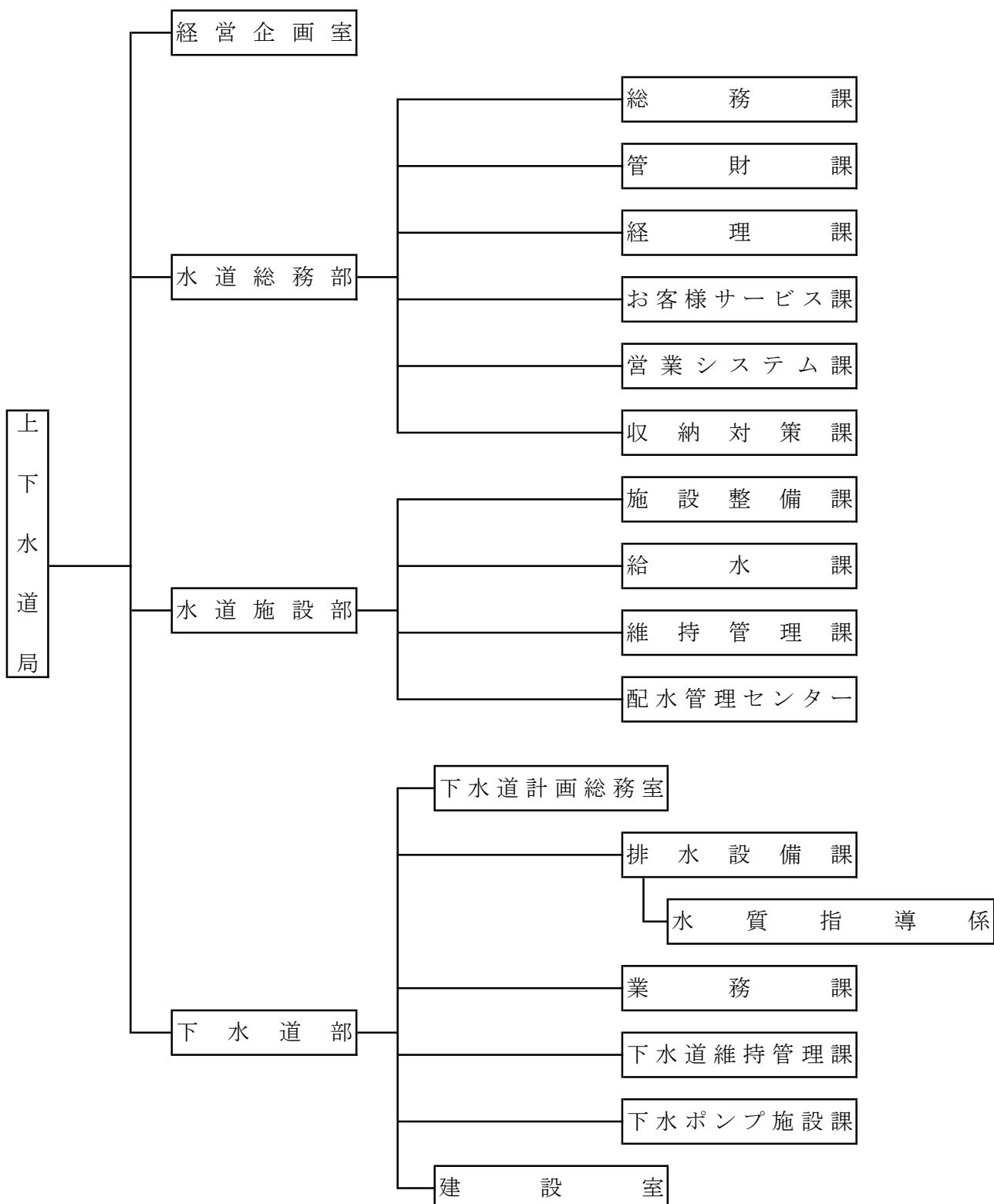


第7章 職制・機構

1. 機構図

(令和2年3月31日現在)



2. 事務分掌

(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設けるものに限り適用する。)

(令和2年3月31日現在)

経営企画室

- (1) 上下水道事業に係る経営に関すること。
- (2) 上下水道事業に係る中長期計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) 上下水道統合に伴う総合調整等に関すること。
- (4) 水道事業の広域化に関すること。
- (5) 大阪広域水道企業団に関すること。

総務課

- (1) 公印、文書の管理及び秘書事務に関すること。
- (2) 局及び部の庶務に関すること。
- (3) 人事考課及び職員の進退、賞罰、任免、服務に関すること。
- (4) 給与制度その他労働条件及び労働組合に関すること。
- (5) 公務災害及び安全衛生に関すること。
- (6) 職員の給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 議会に関すること。
- (9) 管理規程の制定、改廃の審査及び例規集に関すること。
- (10) 電子計算機器等の効率的利用及び運営管理に関すること。
- (11) 他の課の主管に属さないこと。

管財課

- (1) 庁舎の維持管理に関すること。
- (2) 自動車(原動機付自転車を含む)の集中管理、事故処理、損害保険に関すること。
- (3) 不動産、動産、物品等売買、賃借、資材購入及び請負の契約に関すること。
- (4) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (5) 火災及び損害保険(車両関係除く)に関すること。
- (6) 地球温暖化対策実行計画に関すること。

- (7) 工事検査に関すること。
- (8) 設計審査等に関すること。

経理課

- (1) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (2) 予算原案、財務諸表及び決算書の作成に関すること。
- (3) 収入及び支出の事務審査に関すること。
- (4) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (5) 固定資産の評価及び減価償却に関すること。
- (6) 局の予算及び経理に関すること。
- (7) 計理状況の報告に関すること。
- (8) 消費税の申告及び納付に関すること。

お客様サービス課

- (1) 開閉栓業務に関すること。
- (2) メーターに関すること。
- (3) 水道料金等の調定に関すること。
- (4) 検針業務委託業者との連絡調整に関すること。

営業システム課

- (1) 上水道料金業務システムに関すること。
- (2) 業務統計に関すること。
- (3) 調定日計表の取りまとめに関すること。
- (4) 営業関連業務の企画調整に関すること。

収納対策課

- (1) 水道料金等の収納及び還付等に関すること。
- (2) 営業前受金の収納及び還付等に関すること。
- (3) 収入日計表に関すること。
- (4) 水道料金の収納事務の委託に関すること。
- (5) 口座振替及び納付制による水道料金の収納及び精算に関すること。
- (6) 停水処分に関すること。
- (7) 中、東地区の窓口業務に関すること。

施設整備課

- (1) 水道施設等の実施計画に関すること。
- (2) 許・認可事業の申請等に関すること。
- (3) 水道施設の指針及び基準に関すること。
- (4) 部の庶務に関すること。
- (5) 水道施設等の設計に関すること。
- (6) 水道施設工事の施行、監督、精算に関すること。
- (7) 給水の停止及び制限、断水の広報及び応急給水に関すること。
- (8) 水道管路図面等及び水道管路に付属する情報の整備、更新に
関すること。
- (9) 地下埋設協議及び調整等に関すること。
- (10) 配水管網整備工事等に伴う道路掘削などの許可申請並びに継続申
請に関すること。
- (11) 他の課及びセンターの主管に属さないこと。

給水課

- (1) 給水の停止及び制限、断水の広報及び応急給水に関すること。
- (2) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (3) 給水装置工事申請の設計、審査、検査及び加入金、手数料、
給水装置工事費の収入及び還付手続きの調定に関すること。
- (4) 給水装置工事施工に係る道路掘削などの許可申請並びに継続申請
に関すること。
- (5) 貯水槽水道に関すること。
- (6) 給水原簿の管理に関すること。

維持管理課

- (1) 給水の停止及び制限、断水の広報及び応急給水に関すること。
- (2) 水圧の調整及び水圧測定に関すること。
- (3) 配水管等の維持管理に関すること。
- (4) 私有小管等を含む給水装置の修繕及び応急処置に関すること。
- (5) 維持・修繕工事等に伴う道路掘削等の許可申請及び継続申請に
関すること。

配水管理センター

- (1) 配水管理センターの危機管理体制確立に関すること。
- (2) 淨・配水施設及び拠点給水施設の維持管理に関すること。
- (3) 受水及び分水契約に関すること。
- (4) 淨・配水施設等の維持管理、更新、改良工事に伴う設計施工、監督、精算に関すること。
- (5) 水運用に伴う取水、受水、送水に関すること。
- (6) 水質検査に関すること。

3. 職員配置表

令和2年3月31日

所 属	事務職員	技術職員	合 計	
			小 計	部 計
上 下 水 道 局	0	0	0	0
経 営 企 画 室	1	5	6	6
水道総務部	4	1	5	
	総務課	8	0	8
	管財課	6	4	10
	経理課	6	0	6
	お客様サービス課	16	6	22
	営業システム課	6	0	6
水道施設部	18	2	20	77
	0	4	4	
	施設整備課	3	22	25
	給水課	4	13	17
	維持管理課	3	17	20
配水管理会セクター	1	9	10	76
	合 計	76	83	159

※管理者を除く。

4. 勤続年数別職員構成

令和2年3月31日

区分 勤務年数	事務職員	技術職員	合 計	比 率
1年～5年未満	6	16	22	13.8%
5年～10年未満	10	19	29	18.2%
10年～15年未満	5	12	17	10.7%
15年～20年未満	10	2	12	7.6%
20年～25年未満	9	3	12	7.6%
25年～30年未満	5	2	7	4.4%
30年～35年未満	5	6	11	6.9%
35年以上	26	23	49	30.8%
合 計	76	83	159	
平均勤続年数			21.3	

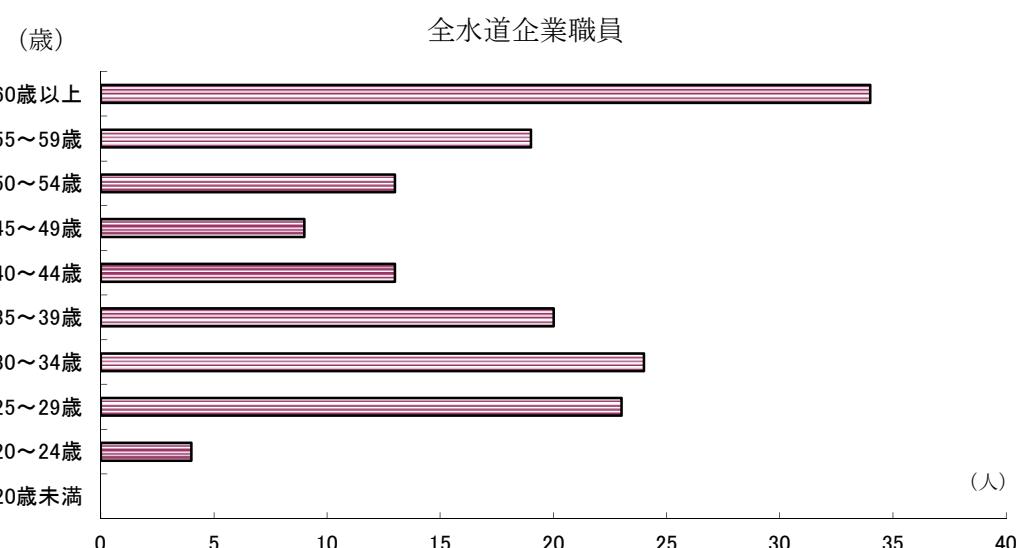
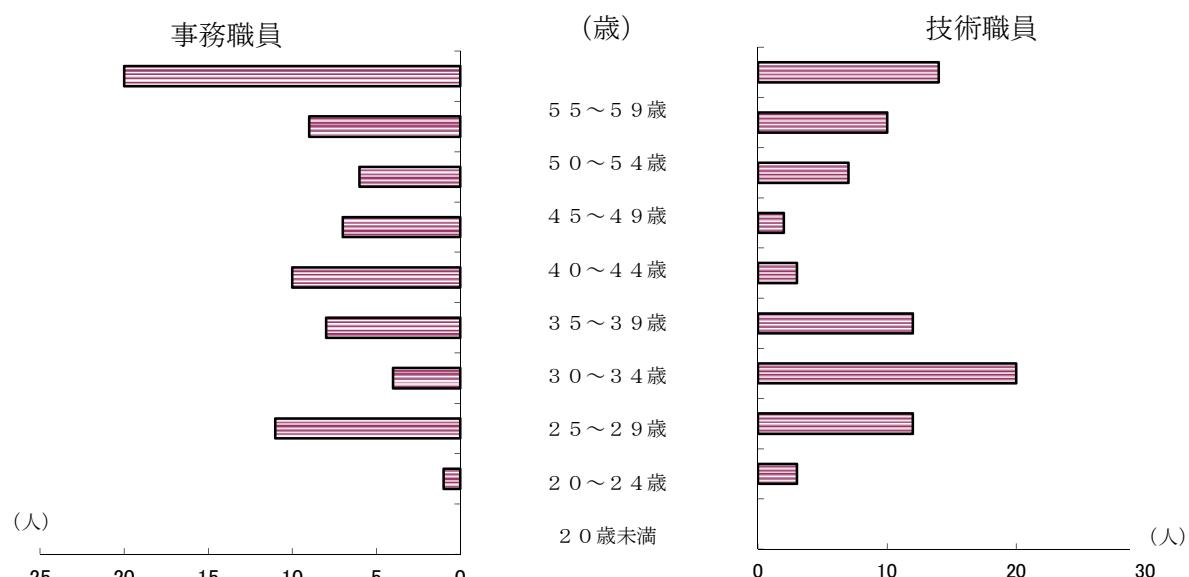
※管理者を除く。

5. 年齢別職員構成

令和2年3月31日

年齢	区分	事務職員	技術職員	合 計	比 率
20歳未満		0	0	0	0.0%
20～24歳		1	3	4	2.5%
25～29歳		11	12	23	14.5%
30～34歳		4	20	24	15.1%
35～39歳		8	12	20	12.6%
40～44歳		10	3	13	8.2%
45～49歳		7	2	9	5.6%
50～54歳		6	7	13	8.2%
55～59歳		9	10	19	11.9%
60歳以上		20	14	34	21.4%
合 計		76	83	159	
平均年齢				44.4	

※管理者を除く。



第8章 広報

1. 広報活動

名称	実施日	対象	場所	内容	実績
第61回水道週間 (6/1~6/7)	R1. 6. 6	市民等	布施駅	粗品の配布（備蓄水、ラグビー ワールドカップ関連物品）、水道 週間ポスター配布（市内小学校、 市関係施設）、懸垂幕の掲示（水 道庁舎、総合庁舎、菱屋西配水 場）、電光表示板への掲載、のぼ りの設置（水道庁舎）	粗品配布人数 1,000人

2. 広報紙発行

発行物	配布日	配布先	内容	部数
水さき案内21号	R2. 1. 18	2/1号市政だより 同時配布	水道管の凍結防止、漏水につい て、引っ越しの手続き、水分補給 の啓発、給水装置改造等申込み、 水の備蓄について、水道東連絡所 の移転、減免申請、連絡先	発行部数 196, 200部